

会 議 録

会議の名称	第2回小金井市特別職報酬等審議会
事務局	職員課
開催日時	平成23年7月20日（水）午後4時から午後6時まで
開催場所	小金井市役所本庁舎 第一会議室
出席者	<p>（委員） 藤井会長、羽田野委員、山本委員、村越委員、馬場委員、梶尾委員、村上委員、本木委員</p> <p>（事務局） 市長、総務部長、職員課長、人事給与制度担当課長、職員課長補佐、給与厚生係長、労働安全衛生担当主査、給与厚生係主任 市議会議長、議会事務局長、議会事務局次長、庶務調査係長</p>
欠席者	1人
傍聴の可否	○可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	5人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	<p>1 議題1 小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）</p> <p>2 議題2 特別職の退職手当の在り方について</p> <p>3 その他 次回の日程等について</p>
提出資料	<p>1 知ってみよう！行ってみよう！小金井市議会ハンドブック</p> <p>2 各種議員・委員等一覧表</p> <p>3 小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案） …資料（1）</p> <p>4 26市 市議会議員の議員報酬に係る調べ …資料（2）</p> <p>5 知事、副知事等の退職手当の特例に関する条例（群馬県） 市長等の退職手当の特例に関する条例 …資料（3）</p>

	6 26市の市長、副市長、教育長の給料月額等及び退職手当支給率 …資料(4)
そ の 他	

第2回小金井市特別職報酬等審議会

平成23年7月20日（水）

【事務局（関）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第2回小金井市特別職報酬等審議会を開催いたします。

本日は、暑さ厳しい中、また台風が迫っている中、ご出席いただきましてありがとうございます。

開催に当たりまして、本日の審議をお願いする前に、事務局から事務連絡をさせていただきます。

本日の日程は、事前にお配りいたしました開催通知でございますとおり、新たに当審議会に対しまして小金井市議会内に設置する特別委員会の委員長報酬に関する諮問がなされる予定となっております。このため、本日は、まずこの諮問についてご審議いただき、その後、前回からの審議事項である特別職の退職手当の在り方に係る審議をお願いいたします。なお、前回ご質問いただき、今回の審議会でお答えすることになっている件につきましても、この中で事務局から説明させていただきます。

それでは、藤井会長、よろしくお願いいたします。

【藤井会長】 それでは次第に沿って進行する前に、小金井市特別職報酬等審議会条例第5条第2項に基づき、会議の成立状況について事務局に報告を求めます。

【事務局（関）】 本日は、委員選任数9名のうち8名出席されており、委員の過半数の出席となりますので、成立したことを報告いたします。

【藤井会長】 それでは、ここで市長より当審議会へ新たな諮問がなされるとのことですので、諮問をお願いいたします。

【佐藤市長】 小金井市特別職報酬等審議会 会長 藤井穂高様

小金井市市長 佐藤和雄

平成23年度小金井市特別職報酬等審議会に係る諮問事項について

このことについて、下記の項目を貴審議会へ諮問いたします。

記

諮問事項 小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

市議会内に設置する特別委員会は、今後ともますます多様化、急速に変化する社会情勢等に的確に対応するため、その重要性は常任委員会にとどまらず高まっており、その責務に対し、実態に合わせて委員長の報酬を改定する必要があると考えるため、ご審議賜りたく、諮問いたします。

以上です。

【藤井会長】 ただいま、市長より当審議会への諮問がなされました。

小金井市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）とのことですので、本日は小金井市議会から野見山議長と議会事務局の方にもご出席いただいております。

それでは、野見山議長からごあいさつを賜りたいと思います。野見山議長、よろしくお願いいいたします。

【野見山議長】 どうも皆さん、こんにちは。市議会議長の野見山です。

今回、市議会の中で特別委員会の委員長報酬の重要性にかんがみて、対応していただきたいということで、議会の中ではずっといろんなところから声が出ておりました。今回、先の宮崎議長の最後の会派代表者会議において、議会としてはそういう方向をぜひ小金井市特別職報酬等審議会にちゃんとお願ひできないのかということで、市長を通じて今回お願ひした次第であります。ぜひ皆さんにご審議賜って、よろしくご答申をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【藤井会長】 ありがとうございます。当審議会では、先に事務局からありましたように、まずこの諮問事項に関して審議していきたいと思います。何分限られた時間での審議となりますので、委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力くださいますようお願いいたします。

また、市長は、ほかに公務があるとのことですので、ここで退席されます。

【佐藤市長】 失礼いたします。

（市長 退席）

【藤井会長】 それでは、審議に入らせていただきます。

本日は、議会事務局の方もお越しいただいておりますので、諮問内容に関して何かご説明等がございますでしょうか。

【議会事務局次長（伏見）】 議会事務局の次長をしております伏見といたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局のほうから、今回の諮問につきまして説明させていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきますが、資料1「小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）」、並びに資料2「26市 市議会議員の議員報酬に係る調べ」、それとお手元に別途配付させていただいております「知ってみよう！ 行ってみよう！ 小金井市議会ガイドブック」、この3点について事務局のほうで説明させていただきます。

市議会議員の報酬につきましては、地方自治法第203条の規定に基づき、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例に定められた金額を支給しております。このたび、市議会議員より、議員報酬に係る見直しの話があり、資料1の「小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）」を作成いたしました。

改正内容といたしましては、特別委員長の報酬額を49万円から50万円に増額し、常任委員長及び議会運営委員長の報酬額を50万5,000円から50万円に減額するものでございます。

改正内容の経過といたしましては、近年、特別委員会の会議数、時間が増大しており、特別委員長の職責が常任委員長及び議会運営委員長と同等となっており、議員報酬の予算内で調整いたしたく、常任委員長3人、議会運営委員長1人、計4人で2万円減額し、特別委員長2人で2万円増額するもので、議員報酬の予算総額では増減のないよう改正するものでございます。

委員会には、常に設置されている常任委員会、議会運営委員会と必要に応じて設置される特別委員会があり、市長の提案する予算、条例案、事業計画、市民から提出される請願や陳情を各委員会に振り分けて専門的、能率的に審査しております。

お手元に配付いたしました「知ってみよう！ 行ってみよう！ 小金井市議会ガイドブック」の11ページをごらんいただきたいと思います。

小金井市の場合、常任委員会は3つあり、総合企画や財政等に関することを審議する総務企画委員会、福祉や保健衛生等に関することを審議する厚生文教委員会、都市計画や道路等に関することを審議する建設環境委員会の3つがございます。このほか、常設のものでは、議会運営や会議規則等に関することを審議する議会運営委員会があります。そして、必要に応じて設置される特別委員会は、こちらの今の11ページとは若干異なりますが、現在、ごみ処理施設の建設に関することを審議するごみ処理施設建設等調査特別委員会と

庁舎建設に関することを審議する庁舎建設等調査特別委員会の2つがございます。

ごみ処理施設の建設また庁舎建設に関することは、市の重要な案件であり、それを審議する特別委員会の委員長の報酬の増額を検討することとなり、今回、小金井市特別職報酬等審議会委員の方々に審議いただくものでございます。

資料2で配付させていただきました「26市 市議会議員の議員報酬に係る調べ」をごらんください。平成23年6月17日現在、議員の報酬より高く常任委員長、議会運営委員長、特別委員長の報酬が同額の市が7市、小平、東村山、国分寺、国立、福生、東大和、清瀬、西東京市でございます。こちらの審議の参考にご参照いただき、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。以上、事務局の説明を終わります。

【藤井会長】 ありがとうございます。ただいまの野見山議長、議会事務局からのお話を受けて、委員の皆様からご質問等があると思いますので、お受けしたいと思います。

なお、発言の記録、録音の関係上、どの委員の方のご発言か、後ほど確認するため、発言の際には、挙手の上、私がお名前をお呼びしましてからのご発言にご協力をお願いしたいと思います。ということで、前回とは形が若干変わりますが、ご発言の際には挙手の上、私のほうからお名前をお呼びして、記録するというのをさせていただきたいと思います。

それでは、今のご説明について、ご質問等があれば最初をお願いいたします。それでは、村越委員、お願いします。

【村越委員】 諮問の趣旨についてはわかったつもりでおりますが、特別委員長の職責というのが重要性を増してきたので、これを増額するというのはわかるんですけど、常任委員長さんの分を下げるとするのは、これは重要性がなくなったから下げるんですか、それとも、どういうことなのでしょう。

それで、お話の趣旨だと、予算の整合性上というお話なんですが、その場合には、予算が優先されるべきなんでしょうか、それとも仕事の内容が優先されるべきなんでしょうか。そここのところで質問させていただきます。

【藤井会長】 ありがとうございます。2点ほどあると思いますのでご回答をお願いします。

【野見山議長】 委員長、議長です。

【藤井会長】 お願いします。

【野見山議長】 まず、特別委員長の報酬を今回引き上げたというのは、それは現在の

職責、それから時間的に見ても、今はかなりの時間をかけて委員会をやっております。やはり重要な問題だということ。その一方で、調整したということで、常任委員長のことがありました。

基本的な考え方は、特別委員長も常任委員長も基本は一緒じゃないかというか、基本的には職責は大きい。ただ、今の財政的ないろんなことをかんがみ、そこは同額というときに、増額でやるか、あるいは減額でやるかというところで、どちらで調整するかというところで、今の財政状況とかいろいろなことをかんがみした場合に、ここは特別委員長を増額で常任委員長を下げるというよりも、同じ額で、今の予算の枠の中で、具体的には1万円という額ですけれども、基本的に委員長手当に関して、委員長に対する待遇としては1万円ですらえていこうということで、それが考え方です。

【藤井会長】 よろしいでしょうか。それでは、村越委員、引き続きお願いします。

【村越委員】 ご回答ありがとうございます。

ただ、あんまりよくわからないですね。「そういうことでこうしたんだよ」という、つじつまのつけ方としてはわかります。ただ、財政が厳しいから上げる幅を予算として上げないで、そして高位の人を下げて、低かったのを仕事に合わせて上げるというのは、報酬ということに対して非常に理由のないただ単なるつじつま合わせみたいな気がしてしょうがないんですが。その場合に、第2番の質問で私が申し上げたように、こういうときには予算が優先するんですか、それとも仕事の内容が優先するんでしょうかということをお聞きしております。お願いいたします。

【野見山議長】 それは仕事の内容が優先です。その仕事の内容は、常任委員長も特別委員長も、そういう意味では同じ職責、同じ重責を得ているというふうに考えています。ですから、客観的な金額をどこでそろえるのかというところで1万円という判断をしたわけです。

【村越委員】 質問いいですか。よろしいでしょうか。

【藤井会長】 引き続きお願いします。

【村越委員】 たびたびですいません。ただ、それですと、今まで常任委員長さんがやっていた仕事が低く評価されるわけですね。それで、今まで低く評価されておった特別委員長さんを、いわゆる適正なものにするということなんですが、上がった人と上げられない人というのは、これはプラスとマイナスの評価なんですね。私はそのところが人事評価として非常にうまくないんじゃないかと思って質問させていただいているわけござい

ます。

私は民間企業を営んでおりますけれど、そういう場合には、一たん基準値をもっとひとところに置いて、新しくそれから積んでいくという形があるべきなんじゃないかと思います。何か、今こうだから、これを下げて、こっち側でちょうどうまくなるね的な話というのは、どうもご都合主義的なにおいが強いような気がして仕方がないんですが。

【藤井会長】 お願いします。

【野見山議長】 今回、たまたま形としてはそういう形になっているわけですがけれども、私たちとしては、委員長を同等に評価したいという考え方があって、それはあくまでしかし全体的な財政を上げるわけにいかない中で、ひとつ1万円ということを基準に私は考えて、今後、1万円でいくということで。それはそういう評価の仕方なんです。今までと比べてというより、現象的には今までと比べて下がったり上げたりということに今回に関してはなってしまったわけですが、そこはよろしくおほいしたいと思います。

【藤井会長】 ほかの委員の皆様にもご意見をお伺いしたいと思います。ほかはいかがですか。羽田野委員、お願いします。

【羽田野委員】 今、村越委員からの質問で、議長さんのほうから、職務を優先される、職務的なものが第一で、各委員長は同じ基準ですよというお話がありましたので、同じならば、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長すべて同じ額というのはわかりますけど、村越さんの言われたように、やはり今まであるものを下げる必要は本来はないんじゃないか。予算の問題というのはあると思います。財政面。ただ、同じような職制を今まで50万5,000円でやられていたのであれば、特別委員長もやっぱりそれと同じ職責があって、それだけの責任、権限も、仕事があるんであれば、じゃあ今までと同じでいいんじゃないかと。予算の枠は当然あると思うんですが、それは別として、下げる必要は私はないような気がします。

【藤井会長】 ありがとうございます。ご意見をいただきたいと思いますので、ほかにご発言があればお願いします。梶尾委員、お願いします。

【梶尾委員】 この種の会議、なれていないものですから伺いたいんですけど、特別委員会の庁舎建設等調査特別委員会のメンバーはやはり10人ぐらいですか。

【野見山議長】 11人です。

【梶尾委員】 11名ですか。

【野見山議長】 すいません、12で、ごみが13です。

【梶尾委員】　それで、今までの、この上の駅周辺整備調査特別委員会、行財政改革調査特別委員会も引き続き行われるわけですね。で、その方たち……、特別委員長は2名とおっしゃったですね。

【藤井会長】　そうですね、このガイドブックが平成21年3月現在ということなので、先ほど次長さんからご説明のありましたように、今、今年度動いているのが、ごみ処理施設建設等調査特別委員会と、それから庁舎建設等調査特別委員会の2つということなんです。

【梶尾委員】　だけということですね。

【藤井会長】　はい。

【梶尾委員】　そうしますと、職責からいいますと、ごみ処理の問題と庁舎建設ということは非常に大きな問題ですので、同額にするのがよろしいかと思えますけども、予算がないということだと、何か調整できるものなのか、その辺はどうなんでしょうか。

【藤井会長】　というご質問ということでよろしいでしょうか。

【梶尾委員】　はい。

【野見山議長】　今、ごみ処理施設建設等調査特別委員会と、それから庁舎建設等調査特別委員会の2つになっています。それまでは、2つはありましたけども、これは大体の主な議論が集約されてきて、それでそれぞれそこに、ほかの常任委員会に解消してしまっていて、これまであった駅周辺整備調査特別委員会と行財政改革調査特別委員会は今は廃止されております。ですから、2つの委員会です。

現状、議会の報酬のあり方に対する、例えば上げるということに対する結構厳しいご意見はやっぱりかなり市民の中にもあるのかなということも1つは配慮としてはありまして、そういう意味で、予算のこともありまして、できるだけ現行の予算の中で調整していくことも1つの視点の中にありました。

【藤井会長】　ということで、予算の枠の中だとなかなか上げにくいというような、この予算、今年度の予算の枠を超えて上げるというのはちょっと難しいかなということでしょうか。

【梶尾委員】　無理ということであれば、いたし方ないということですかね。それは人件費の問題の総額の中から考えられるべき問題だと思うんですけども。

【藤井会長】　梶尾委員、ほかの方にもご意見をお伺いしてもいいですか。

【梶尾委員】　そうですね、お願いします。

【藤井会長】 本木委員、お願いいたします。

【本木委員】 私も少し話が、実務的な話と、それから本来あるべき話が少し混線しているのかなという感じもいたします。村越委員のおっしゃっているように、仕事の大事さと、それから報酬というのは基本的には比例するわけなんですけれども、先ほどのお話ですと、予算の範囲だから、じゃあ高いほうを削って下に持って行って、予算は変えませんが、よというのは少し物の考え方としてはおかしいんじゃないかという感じもします。

私の理解でいけば、常任委員会はまさに常任委員会ですから、通常、陳情とか請願も含めてこちらに付託してご審議いただくということであって、特別委員会は、その外側にその都度必要に応じて設置するというのが特別委員会だと私は理解しているんですけども、そういう意味では、いただいたこの資料のように、常任委員長と特別委員長というのが、仕事の軽重という言い方は語弊がありますけれども差がついているというのは、それはやっぱり委員会の置かれている立場というのが報酬という形で反映されているんじゃないか、私はそのように思っています。

先ほどのご説明ですと、この11ページでもう既に駅周辺整備調査特別委員会と行財政改革調査特別委員会については所期の目的を終わったので、ここは一応解散した、今は2つということなんですけど、当然逆に言えば、こういう物の考え方は常設ではなくて、あくまでもこれは必要に応じて設置するというので、そのことをもって特別委員長の報酬を上げるというのは、ちょっと私は理解ができません。

ですから、もしどうしても必要であれば、それは常任委員長、常任委員会は常任委員会としてそれぞれ職責があるわけですから、それはそのままにして、どうしても必要だということであれば、村越委員がおっしゃっているように、特別委員長は、もしそれが必要なんだということで市民の方にもきちっとご説明できるということであれば、それは堂々とお上げになったらどうなんですか。予算の範囲で処理するというのが私は本末転倒のような気がします。

【藤井会長】 今のご質問について、本来的なのというか、原則論と、それから実際の今年度の予算の実務的な枠の中の議論が、確かにこの結果は一体になっているということになっていると思うんですが、そこら辺は、このような形で、改正する条例案ということで大分作り込まれてはいると思いますので、そのあたりの議論についてご説明いただけますでしょうか。

初めに、議論とすると、本来は常任委員長と、現行で言うと50万5,000円の額と、

特別委員長さんのお仕事を勘案して、常任委員長さん並みの月額に上げるというのが一番わかりやすい。それについても今ご質問が出ましたけれども、そののちと、それから、今年度の予算の中でやりくりするような形の実務的なものが1つ合わさった形で出てきているというふうにも見えるんですが、その最初のところの常任委員長さんと特別委員長さんの報酬を同じにするというところについても今ご質問が出ましたので、そののちはお話しいただきませんか。

【野見山議長】 今、特別委員会は2つありまして、この特別委員会は、逆に言うと、特別委員会というのは外側だけでも、非常に重要な市政の課題を扱うところなんです。そういう意味でいくと、もちろんそれは常任委員会とは性格が違うわけでありまして、小金井市の場合にはごみ問題、それから新庁舎をめぐる問題というのが重要な問題で、しかも議論もかなり遅くまでやっているような形です。委員長もいろいろ、ある意味でいくと常任委員長以上に特別委員長もご苦労されているという中では、たとえ特別委員長だろうと、現状、この間見ていると、かなりある意味同等、それ以上に働かされているなどというのがあります。そこに対してやっぱり一定の同格内の処遇は必要だろうという意見は議会の中で相当過去から散発は、散発というか、それぞれ意見としては出てきていたわけです。

今回、それを一緒にしようということで、まずそういう意味で職責でまともって、職責を判断した。この間の経緯からですね。現実には、今年というか近年の現状、予算とか、あるいは議会の議会費とか、いろんな財政的な全体のことを考えながら、どの辺を中心に整理していくのかということで、5,000円上げて5,000円下がったという形になりますけれども、1万円という形で、委員長に関する処遇は1万円という形で整理したいという考え方なんです。だから、今までよりも金額でいくと今の予算の範囲の中でそう考えておりますけれども、原則は今の特別委員会の職責、重要性にかんがみて、そこで常任委員長とそろえたい、あくまでそういう考え方が基本にあるわけです。

【藤井会長】 ありがとうございます。本木委員、よろしいですか。

【本木委員】 おっしゃっていることは非常によくわかるんです。

それで、ごみの問題とか庁舎の問題については市民的な関心も極めて高いですし、内容について、大変重要度の高いご議論をさせていただいているということについては、それは理解しているんです。

であれば、当然その報酬を上げることについては、それは問題ないわけなんですけれど

も、それと反対給付みたいな形で、常任委員長の金額を下げるというのがどうも理解ができない。先ほどのお話ですと、議会に対する市民の方のさまざまなご意見が、こういうことをおもんぱかってご提案になったんでしょうけども、そうではなくて、それだけ大事なことをしているということであれば、きちっとした形で、これは必要なんだから、やっぱり上げるべきなんですよと、総額の話ではなくて、必要なんだから、上げますよということ堂々ときちっとご説明して、そういう中でご理解をいただくというのが本筋じゃないかと私は思っております。全体の枠があるから、とりあえずその中で処理しましたというのは、それは何か議論、今回の特別委員会の委員長なり、それから特別委員の方が頑張っていたことに対するお話と少し離れているような気がするんです。もし必要だということであれば、それは必要な形できちっと報酬を出すべきであって、その原資を別のところに求めるというのは少しおかしいんじゃないかという気がいたします。

【藤井会長】 ほかの方にもご意見をいただきたいと思います。せっかくの機会ですし、この議論はまた次回もというわけにもいきませんので、今回決着をつけてしまいたいと思いますので、基本的にはこの条例案という形でできていますので、これについて大きな反対があるかどうかということを確認させていただきたいんです。

議論は2つ、今までありましたように、常任委員長さんと特別委員長さんの俸給をそろえるということと、それに伴って、予算の枠内でこういうように出てきて。まあ、先ほどの議長さんのお話だと、そういうわけではなくて、委員長さんは1万円という原則でいった結果、1万5,000円が1万円になったというふうに解釈するのもかもしれませんが、このあたりについてご意見があればお願いします。それでは山本委員、お願いします。

【山本委員】 ここで少し疑問に思うのは、じゃあ1万円の仕事の価値って一体何なのかと、すごく何となく疑問になってしまうんです。

話を伺っていますと、常任委員長さんの報酬を50万円に下げてもいいということを議会、議員さんたちが決めたということですよ。特別委員長さんの仕事ぶりから、1万円上げてもいいというのは、議員さんたちがお決めになったことですよ。その認識で間違いはないのでしょうか。ということは、議員さんたちが、常任委員長さんは5,000円多く報酬をあげていたというのと、特別委員長さんが1万円少ないんじゃないかという結果が出たということとらえていいのでしょうか。もし議員さんたちの中で、仕事をしている状況を見て、これが妥当だと判断されたのであれば、私はそれはそれで、それしかないんじゃないかと思うんですけれども、最後にすごく思うのは、ここでの1万円と1万5,

000円の働きの差というのが、どういう状況なのかというのがすごく疑問に感じました。

【藤井会長】 そこら辺はどうしますかね。回答しにくいといえますか。

これは例えば資料2のところをごらんいただきますと、議員の報酬と、それから常任委員長さんとか特別委員長さんの報酬が大きく異なるという市議会はないんですか。大体、だからこういうもんだという感じなのかもしれないですね。ほんとうに一生懸命に頑張っているんだから、プラス10万とかというような市議会はないというような理解みたいです。だから、その1万円分しか働いていないのかというと、当然反論もあると思いますが、そこら辺はどう考えればよろしいでしょうか。

【野見山議長】 これについては、議会の会派の代表者で合意はしているところなんです。それと、各市の資料も出ておりますが、大体1万円、例えば小金井市を除く25市平均で、常任委員長、特別委員長、議員等のそれぞれの金額が出ていますけども、1万円とか1万5,000円を超える、普通の議員と委員長はじゃあどれぐらいあるかとほかの市の様子を見られると、一番多いところで2万円ぐらいしか違いがないんです。大体委員長と普通の議員との間は5,000円から1万円、1万5,000円で、大体8,000ぐらいが、これを見ますと平均なんです。

その意味では、うちの市と他市の委員長は違うのかということ、それはそれで個々の予算の事情があって決められているわけですから、それはそれでまた別の話があるわけですけども、私たちはあくまで今回は特別委員会の委員長、常任委員長の基本的な職責の重要性を同等に評価して、それと通常の議員との間で、委員長手当という言い方はないんですけども、もしこういう手当があるとしたら、つけるとしたらそういう形になるんじゃないかという考えなんです。その理解のされ方としては。

【藤井会長】 ということですが、ほかにいかがでしょうか。お願いします、村上委員。

【村上委員】 先ほどから随分意見が出ておりますが、ごみ問題とか庁舎の建設というのはこれから小金井市にとってはすごく大事な問題で、こちらを頑張ってやっていただきたいというのが我々市民の考えです。その方たちに、大変だから、報酬を少しでも多く差し上げたいというのはすごく結構なことだと思うんですが、それに対して枠が決められているから、常任委員の方のほうを減らすというのはいかがなものかというのが私の考えです。やっぱり減らされるというのは、いただくほうにしてみれば、たとえわずかでも低く評価されているのではないかという気持ちになるのではないかと思うんですけど。

【藤井会長】 どうもそこら辺がひっかかるというようなところですね。

【村上委員】 何か下げられるというのは、あまり感情的によくないのではないかなど。常任委員会の方もすごく一生懸命お仕事をなさっていると思うんですけども、平らにならされる、上がって全部平らにならされるならいいんですけども、片方を減らして平らにならすというのはどんなものかな、いかがなものかしらというふうに考えています。

【藤井会長】 ありがとうございます。馬場委員からもご意見があればお伺いしたいのですが。

【馬場委員】 今までお話があったとおりのお話なんですけれども、これを50万円に合わせようといひましようか、特別委員長を上げるということにつきましては理解はできるかと思ひますけども、常任委員長と議会運営委員長の報酬の減額というのは、各常任の委員、議会運営委員の長という立場がございますので、そこへの責任というものも担ってやっけていただひているというところがあるんだと思ひますので、予算上云々かんぬんというこてで5,000円減額するというのはやはり納得できないのかなと思ひます。

【藤井会長】 ありがとうございます。ということで、この委員会ですと、本木委員は、常任委員長と特別委員長さんの報酬をそろえるということについては、まだ違和感がございますか。

【本木委員】 その職に応じて適切な形の報酬を今まで多分出しているとは私は理解しているんです。ですから、特別なこてがない限りは、それを下げるというのは、私は違和感を感じます。ですから、今回必要だということであれば、必要なものは当然上げるべきだし、逆にそういうこてについて市民の方に、皆さんにご理解を逆に得ないとはできませんから、全体の総額が一緒だからいいだろうというよな落とし方というのは、今回の大事だから上げますよということからすると、少しやり方としては問題があるという気がします。そういう意味で、ですから今回、特別委員会が必要だ、委員長についてはそれだけの報酬がやっぱり必要なんだと、お仕事をやっけていただくこてについては理解しますけれども、その原資をほかに持つてくる、求めるというのが私は正直、納得ができません。

【藤井会長】 そろえるということについては大きく反対というご意見ではないと受けとめても大丈夫ですか。わかりました。

それでは、そろえるということについては、本来であればそろえるということについても原則からするとどうかというご意見はありますが、そこら辺のご理解というのは、合わせるということについては一定の理解が得られたと思ひますが、問題は、ですから下げるというところてです。もうちょっと別の意見はありませんか。これだけ財政が厳しいこてで、

議員さんの給料が一部でも上がるということは反対とかというようなご意見ももうちょっとあってもいいかなと個人的には思ったんですが、そういうご意見はないですね。わかりました。

じゃあ、原資として、ほかの常任委員長さんのお給料を下げる、そこら辺についてはどうしても理解がちょっと、今のところのご理解が得られていないということですが、そこら辺はどうですか。

【野見山議長】 なかなか、一応私も苦しい立場だったと思ひまして。一応常任委員会を出す会派も含めて合意しているわけです。常任委員長さんになる方も含めて、議員全体で合意はしているんですけども、それは確かに今、果たして引き上げることについてはどうかという意見もあります。けども、やはり基本になることは、この1万円という額できちんとそろえて、例えば今後常任委員会が増えて、常任委員会が増えたらこれも調整するのか、みんな8,000円にするのか、そういうことではないんです。やっぱりきちんと今回、そういう全体の中でそういう考え方で、それを押さえて、基本的には1万円という枠組みで全体を評価していくべきじゃないかと私は思っているんです。

今日は、どう取り扱うというのはもうちょっと、なかなか引き下げるところ、常任委員長を引き下げるといふご理解が現状は得られないのかなというところですので。

委員長の金額だけを取り上げますと、常任委員会のほうは否決された形になっているわけですけども、これ以外に、今の社会情勢の中で、全体的には議員のボーナスとかをずっと下げてきているわけです。それは1つは、特別職と一般職は違うわけですけども、やはりそういう一つの議員の報酬とか、そういうもののあり方というか、結構厳しくなっているし、実際に国の人勸とか直接関係ないけども、公務員全体の動きがそうなれば、一定の影響が出ざるを得ないということでやってきている中で、ここだけ今回じゃあ上げようかという話にならなかったのは、そういう全体的な、ここまでボーナスを下げてきたりやってきた中で、果たしてこれだけ上げていいのかということも、トータルの中で判断して、こういう1万円という常任委員長の金額も下げる。それで全体としては合意したというところがあるんです。そこら辺はぜひ今の社会情勢全体の中でのひとつ判断としてご理解いただけないだろうかと思っております。

【藤井会長】 そうしますと、議員報酬の予算の枠を超えてまで特別委員長さんの報酬を上げようという議論はないということですね。というようなこれまでの経緯があったということです。

この点についてはいかがですか。それでは村越委員、お願いいたします。

【村越委員】 議長のおっしゃるのも、議長のお考えとしてはよくわかります。ただ、じゃあ、その予算をそれ以上上げることはないのよということを前提としてこの諮問がこの委員会に出されたんだとすると、これはこの諮問委員会そのものの存在価値が問われるような問題じゃないかと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

【藤井会長】 それはどう答えたらいいですかね、どうしますかね。

【村越委員】 委員長。

【藤井会長】 はい。

【村越委員】 もうちょっと丁寧に言わせていただくと、我々の意見としては、上げるのはいいよ。だけど、それをお金がないから上を下げ、つじつまを合わせるのはまずいよねということを行っているわけです。それで、それじゃ上を下げないで済ますということはないの？ということは今、会長がおっしゃったら、それはいいよというお話だったので、今の私のような意見になったんですが、そういうことであります。

【藤井会長】 今、私の確認したのは、この条例案が出てくる経緯でそういう議論があったのかという確認です。ですから、この委員会で、その枠で考えなきゃいけないかどうかということについては、どうなんですか。もうちょっと、だからこちらの案とすると、常任委員長の金額を下げてもさそえるというところについては疑義があるというような話になっているんですが。それはこちらで考えればいいのか。確かに、初めに結論ありきだと、この委員会は何であるのかというのは全くおっしゃるとおりのことなので。

【本木委員】 ちょっとよろしいですか。

【藤井会長】 はい。

【本木委員】 少なくとも諮問いただいて、こちらで答申をするわけですから、答申を尊重する義務はありますけれども、我々は要するに今、村越委員のおっしゃったように、少なくともこの中で、多様な議論の中で、市民的な感覚の中で、やっぱりそれはおかしいとか、やっぱりこういうふうにしたほうがいいんだというのは、そこはきちっとすべきだと私は思います。そうしないと、この中で議論している意味が全くななくなってくると思うんです。ですから、その答申をどうするかということはまた別の話ですから、ここはここで、きちんとした形で議論していただいて、皆さんの感覚の中で、ここはどうかなというものについては、それはきちっとお話をすべきだと私も思います。

【藤井会長】 ありがとうございます。そういう形でいいですか。

【事務局（本多）】 ご存じのように、小金井市の特別職の報酬等審議会条例には、第2条の所掌事項ということで、今回議員の報酬の関係ですが、額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ小金井市特別職報酬等審議会の意見を聞くものとするということになっておりますので、今回、議会のほうから議題を受けまして、議長のほうから一応諮問をさせていただいたというところでございます。ですから、本木委員が言われますように、ここの審議会では、いろいろ委員さんの意見を表明していただければということでございます。以上です。

【藤井会長】 ということで、ここでの議論をまとめるという形で答申させていただきたいと思います。

ということで、1時間ぐらいたちますので、そろそろまとめに入りたいと思いますが、ここでの議論とすると、常任委員長さんと特別委員長さんの月額については、職責を判断して同じにしたということについては理解できるが、予算の枠内でということで、常任委員長さんの分を下げた特別委員長さんに回すという判断については疑問を感じるというまとめになります。で、できれば、きちんとその職責に応じた報酬を検討していただきたいとかという感じになりますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

【藤井会長】 本木委員のほうまとめ方がうまいような気がするんですが、そんなまとめ方でいいですか。

【本木委員】 いいです。

【藤井会長】 ということになります。そちら側とは大分違うような感じも受けますが、議会とすると、どうしても枠の中でというか、報酬を上げないという大前提でご議論されたということは十分理解できると思いますが、こちらとすると、それは職責を判断してということであれば、常任委員長に合わせたほうがいいんじゃないかという議論が強いのですかね。ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【藤井会長】 それでは、この議論については、事務局とするとどうしますか。また次回、検討しますか。それとも、大体結論がここで出ましたので、私のほうで一任していただいて、答申を出すという形にしましょうか。いいですか。

【藤井会長】 時間があまりないようですので、先ほど申しましたような結論で答申をつくらせていただきます。ちょっと申しわけありませんが、それは私に一任していただい

て、それで市長さんに答申するという形で、この条例案とは違う形になりますが、答申させていただきたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【藤井会長】 ありがとうございます。

それでは、1番目のほうは、こういう形でまとめさせていただきたいと思います。

【羽田野委員】 すみません。1つ。

【藤井会長】 羽田野委員、お願いいたします。

【羽田野委員】 確認だけなんですけど、特別委員会というのは、このいただいた紙のごみ処理施設建設と庁舎建設だけですか。

【野見山議長】 そうです。

【羽田野委員】 こちらのパンフレットにあります予算特別委員会とか決算特別委員会は対象にならないということですね。

【野見山議長】 予算特別委員会、決算特別委員会は、その都度必要に応じてつくられておりまして、一定の期間の間にあるわけで、定例会ごとに大体つくられておりまして、委員長も人によってその都度かわっていくというか、年に4回ほど予算委員会があって、1回決算特別委員会があるということです。

【藤井会長】 よろしいですか。

【羽田野委員】 わかりました。

【藤井会長】 それでは、ここで野見山議長及び議会事務局の方々は退席されます。

(野見山議長、議会事務局 退席)

【藤井会長】 先ほど申しましたように、職責を判断して、常任委員長と特別委員長の報酬月額を同じにするということについては理解できるが、常任委員長の分を下げた上で特別委員長に回すということについては疑義がある。できれば、常任委員長に合わせて月額報酬を考えたほうが良いというようなまとめになるんですが、このまとめについてご異議のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。お1人、ご異議があるということではよろしいですね。ほかはよろしいですか。一応挙手ということなので、数をはっきりさせておきたいということですので。山本委員は、賛成ではない。その補足説明だけいただけますか。

【山本委員】 やはり予算内で解決する、例えば仕事が、責任が重くなって、仕事が大変になったからって、どんどん上げていったら切りがないもんだと思いますので、昨今、

いろいろな事情を踏まえて、予算内でどうにかやる、賄うということを基本に立った場合に、常任委員長さん、議会運営委員長さんの報酬を下げるという結論が出たということなので、幾ら特別委員長さんの仕事が増えたからって、何もそんな高いほうに合わせるべきだとは思わないです。

【藤井会長】 わかりました。それは付記させていただきますので、そういう意見もありましたという形でまとめさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、前回からの諮問事項であります特別職の退職手当の在り方に関する審議に入りたいと思います。

まず、前回の審議で、回答保留となった件につきまして、事務局から回答を求めます。

【事務局（本多）】 それでは、前回の会議録の12ページのところで、本木委員からのご質問のところでございます。

市長からの諮問書の中で、退職手当について、これまでどおりの支給制度を維持し、今後も実施していくべきか。特別職の退職手当の在り方について審議いただきたいというところの諮問のところについて、制度を維持していくべきか、廃止すべきかというところと、その辺の内容について市長のほうに再度確認をさせていただくということで私はお答えさせていただいたところでありますので、市長のほうに確認をとりました。

退職制度の支給制度を維持するか廃止するかというところもご議論いただきたいということです。また、制度を維持するとなれば、また支給率のところもご審議いただきたいというところがございます。

それから、2点目の、会長からのご質問でした会議録の17ページのところでございますが、群馬県と大阪の堺市では、群馬県では知事、副知事、教育長、堺市では、市長、副市長、局長、いずれも退職手当は支給しておりません。その経過についてということでございます。

今日、本日、資料3のところに、群馬県の「知事、副知事等の退職手当の特例に関する条例」を添付させていただいています。資料3につきましては、これは一番下のところに、枠別のところ、一番下のほうに「sakai」と書いてありまして、これが堺市の「市長等の退職手当の特例に関する条例」でございます。いずれにつきましても、これにつきましては、市長のマニフェストを実現するために特例条例で退職手当を支給しないということで条例を制定しているということでございます。以上でございます。

【藤井会長】 ありがとうございました。今の、前回の回答保留についてのご質問があ

れば最初にお受けしたいと思います。本木委員、よろしいですか。

【本木委員】 結構です。

【藤井会長】 私が質問させていただいた資料3についてということですが、これはつまりマニフェストでこういうことをうたったところ以外では、こういう条例はないというふうに解釈してもいいんですか。前回の一覧というのは、前回の資料3というので、特別職等の職員に退職手当を支給していない都道府県及び政令市等の状況についてというのは、これは全国を網羅していると考えてもよろしいんですか、それともこういう例もあるということなんですか。

【事務局（本多）】 これにつきましては、一応佐藤市長のほうで、今回の選挙のときに、マニフェストのところでご自分で調べられたところを、こちらのほうで再度確認したということと、さらにホームページ等で調べたところをつけ加えているところでございます。

それで、内容につきましては、ほとんどのところがみんな一応、市長の選挙公約というところで、特例条例を制定しているというところがございます。全部確認はとれていませんけれども、一応そういったところがほとんどという経過があって、特例条例を制定しているということでございます。

【藤井会長】 わかりました。ありがとうございました。というようなことが前回の確認です。

今日は、前回の諮問にございましたように、特別職の退職手当についてこれまでどおりの支給制度を維持していくか、あるいは何らかの形で停止する、廃止する、あるいはその割合を下げるというような幾つかの選択肢があると思いますが、その点についてご議論いただきたいと思います。

それで、次回でまとめということになりますので、今回は特に特別職の退職手当について、存続させたほうがいいのか、それとも廃止したほうがいいのかという大きな枠についてご議論いただきたいと思います。

それで、次回は、もし存続するというのであれば、どういう形で存続させるのがいいのか。今回、廃止ということになれば、それで議論は終わります。終わりますが、そういうふうになるかどうかはまた議論の中でということになります。

ということですので、今回は、廃止するか存続するかということを中心にご意見を承りたいと思います。どなたからでも構いませんのでお願いできますでしょうか。

【本木委員】 よろしいですか。

【藤井会長】 本木委員、お願いいたします。

【本木委員】 総務部長の先ほどのご回答なんですけれども、今回の対象は、委員会の特別職というふうになっているんですが、教育長も入るといふことでよろしいんですか、それとも教育長は入らないんでしょうか。それはどうですか。

【藤井会長】 お願いします。

【事務局（本多）】 前回の市長が諮問したときにも一応説明、述べておりますが、教育長は位置づけとしては一般職ですが、一応特別職と同等な職務という形もありますので、教育長も含めてといふところで市長のほうは考えておられます。以上です。

【藤井会長】 という枠だそうです。ちょっと皆さんのご意見をお伺いして議論していきたいと思っておりますので、最初に率直にご発言いただいたほうがよろしいかと思っておりますが、いかがでしょう。それでは、梶尾委員、お願いいたします。

【梶尾委員】 先に述べさせていただいて、また議論していただきたいと思っておりますけども、私としては、基本的には存続すべきだと思います。ただ、市長のマニフェストがありますので、その市長の意向をやはり踏まえるべきだと思いますので、今考えておりますのは、支給率の減額という形、減額といえますか、引き下げといえますか、支給率を考えて予算的なことに配慮するといふことで、ある程度市長の公約を入れるべきだと思います。それと、永久的に廃止といふことはどうかとも思いますので、制度そのものは残しておくべきだと思います。

【藤井会長】 ありがとうございます。いかがですか。皆さん、一通りご意見があると思っておりますので、出していただいた後で論点を絞っていききたいと思います。

それでは、馬場委員、お願いいたします。

【馬場委員】 今もお話がありましたとおり、私も廃止はせずに出すべきものだと思います。ただ、減額をするのかどうかという部分につきましては、いろんな観点があるんだと思います。退職手当という部分でございますので、例えば今までやってきた市長を担っていただいた部分、各特別職員ですね、特別役務を担っていただいた4年間の部分といふものもございますし、あるいは私ども普通の労働者とすれば、そこには業績、能力といふ部分も付加して退職金につながっていくという部分もあるんだらうと思っておりますので、私は今の段階では、減額するか云々といふのはお話しできませんけれども、廃止するといふのは反対していきたくと思っています。以上です。

【藤井会長】 ありがとうございます。それでは、村越委員、お願いいたします。

【村越委員】 私も今の馬場委員と同じでございまして、制度としてやめるという必要はないんじゃないかと。ただ、制度の運用上の何か工夫とか、そういったものはあるんじゃないかと思っております。例えば、よく存じ上げないんですが、今、退職金を要らないよということは言えるんでしょうか。それとも、半分だけいただきますという、もらう側の選択というのはあるんでしょうか。

【藤井会長】 その点について最初にお答えください。

【事務局（本多）】 市長という場合には、一応寄附行為が公職選挙法にひっかかるということで、退職金を要らない、返還するという形になりますと、寄附行為にひっかかるのではないかとということで、公職選挙法に抵触するのではないかとということがございます。

そういう意味では、はっきり条例とかで一応規定すれば、支給しないとか、細かく支給しないとかを条例で定めれば一応可能であります、それ以外の方法は一定、何らかの公職選挙法に抵触するというので、できないということで私どもは考えております。

【藤井会長】 ということです。お願いいたします。

【村越委員】 寄附行為になるからできないよというのは、私もそうだろうと思うんですが、寄附にしても指定寄附団体みたいなものとか、そういう形のものを例えば小金井市だけでもつくって、そこに寄附するんならいいよとか、そういうような選択はないんでしょうかということです。全然考えられないことでしょうか。

【事務局（本多）】 その辺、こちらは検討していませんので、今のところは、何しろもらわない場合には、条例等で根拠たるものを制定しない限り、返納するとかというのはできないと考えております。

【藤井会長】 今回の佐藤市長さんのご意向とすると、特例条例をつくってということで、とりあえずご自身の今期の退職金はもらいませんよという動きという理解でよろしかったんですけど。

【事務局（本多）】 今回、6月の議会に市長のほうで、選挙公約の関係がありますので、退職手当を支給しないということで条例案は提出させていただいております。まだそれは継続という形になっております。以上です。

【藤井会長】 ですから、現状とすると、現在の市長さんはそういうお考えで、特例条例をつくって、自分の退職金についてはもらわないという意思表示をなさっているということですか。村越委員のご提案については、また後で検討させていただきます。

【村越委員】 はい。

【藤井会長】 ほかに、まず存続か廃止かということについて、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。それでは、村上委員、お願いいたします。

【村上委員】 私は退職金を廃止するというのは反対です。やっぱり長く市長さんを務めていただいたり、副市長さんを務めていただいた方に対する気持ちというんですか、それは差し上げて構わないのではないかと思うんですけれど、今の市長さんがどうしても要らないとおっしゃるならば、例えば、どういうふうに説明したらいいんですかね、1代限りというんですか、市長さんに関して、その限りについては差し上げない。だけど、ほかの方まで右へならえと条例をつくって退職金をあげないというのは、私は反対です。

【藤井会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。羽田野委員、お願いいたします。

【羽田野委員】 私は、今回の市長さんの選挙公約、マニフェストは尊重したいと思います。ですから、今、村上委員がおっしゃったように、市長さんに関しては尊重して、今期の任期中は廃止というか、もらわないと。ただ、制度自体は残して、副市長さん、教育長さんは、制度として残して、ご本人がどう判断されるかは、また本人に任せたいという気はします。そこまで市長さんに右へならえする必要はない。

【藤井会長】 わかりました、ありがとうございます。

【羽田野委員】 あと、1つ質問ですけど、資料4にあります額に対しての検討というのは、今回はしないわけですか。この額が、退職手当のそれぞれ支給額というのは、副市長さんにしても他の市町村よりも平均ぐらいの形で、同じ規模の市と比べるとちょっと高いかなという気もします。ただ、給料の月額が高い分、ほかのところは支給率を上げていくとか、よくあるので、その額についてはこの場ではないというふうに思うんですが、どうなんですか。

【藤井会長】 そうですね、そこら辺、まず資料4の説明については、していただいたほうがいいと思いますが、その上で、どこまでこの審議会で検討することになるのかということについても教えてください。

【事務局（鈴木）】 資料4につきまして簡単にですがご説明を差し上げたいと思います。

この資料につきましては、26市の市長、副市長、教育長の給料月額等及び退職手当の支給率を計算しまして、任期4年で退職した場合の退職金の支給額という形で26市のも

のを資料としてご提出さしあげております。

各市の支給率につきましては、一番高い八王子市さんを1番としまして、市長の金額の高い順に順位をつけて並べかえをしております。小金井市につきましては22番目になっております。資料についての説明は以上でございます。

【藤井会長】 先ほどの羽田野委員の今度は審議の、どこまで審議するかということについてはいかがですか。

【事務局（本多）】 退職手当の在り方でございますので、制度を維持するのか、存続するのか廃止するのか、その結論自体、廃止という結論になれば、これについては審議は必要なくなるのかなということでございますので、審議会のほうでまず退職手当制度の制度をこのまま維持していくという大多数の方の意見であれば、その後、率のほうも検討していただきたいと考えております。

【藤井会長】 ということですので、率についても検討するということになります。

【羽田野委員】 わかりました。

【藤井会長】 山本委員、いかがですか。まず存続か廃止かということについては。

【山本委員】 私の考えも基本的には存続だと思います。ただ、やはり退職金とか報酬というのは、働きもある程度見てから決めたいと思う部分があります。なので、今始まったばかりで、もう退職金の金額と、何かちょっと……、すごく複雑な気持ちで、とりあえず報酬もカット、退職金もカットというお話でしたよね、新しい市長さん、佐藤市長。そうすると、私が思ったのは、真っ先に単純に考えますと、え？ この人、これの分しか働かない気なの？というのが。

あとは、今までと同じ働きをしてでも自分は小金井市にいろいろな意味で力を込めてやると思う気持ちなのかというのが、今のところちょっと見えない状態なので、先に金額とかそんなのばかり先走って、今見ても、この退職金って任期間のたびの退職金ですよ。そうすると、もうすごい、一般の普通の主婦からしてみると、すごい退職金だなと思ってしまうんですけども、まず仕事とか、それに対してのこちら側の、こちら側というか、一般市民の感謝の気持ちで4年間ご苦労さまですと支払われる金額だと思いますので、基本的には存続するというので、その間、市民のためにいろいろ、それこそ今山積みになっているごみ問題はほんとう、解決しなきゃいけないものをきちっと解決していただいた上ででしたらしていただいても。なので、今のところ、金額とかじゃなく、市長さんご自身が今回は必要ないというのであれば、そのようにとりあえずはするほうが私はいいんじ

やないかと思えます。

【藤井会長】 一応諮問とすると、制度として退職金をなくしてしまうという選択肢も諮問とすると、諮問というか答申の中を書くことは可能なんですけど、そういうお考えは山本委員としては基本的にはないということですね。わかりました。

じゃあ、本木委員、お願いいたします。

【本木委員】 私は廃止するのは基本的には反対です。今回の資料で、知事さんの条例で群馬県のが出ているんですけども、基礎的自治体と広域自治体とは基本的に違うと私は思うんです。今回の大震災を実際に毎日テレビで報道していますけれども、各市町村、市長さんも含めて350人ぐらいの職員が実際に亡くなっているわけですよ。ですから、現場で第一線で市民の方と一緒に働く基礎自治体というのは、やっぱり広域自治体の長とは若干違うんじゃないかと私は思います。

例えばもしここで大きな災害があったときには、市長さんを先頭に、職員は寝ないで市民の救済に当たらなければいけない、そういう責務を当然基礎自治体の職員が負っているわけですから、単純に高いからということでは私はないかなという感じがします。ただ、山本委員のおっしゃったように、まだ仕事のやり方が見ていないので、いいかどうかというのもありますし、この金額がどうかという話はあると思うんですけども、社会通念上考えたときに、今大変厳しい状況ですので、4年やって、この金額がどうかというのはあると思うんですが、私は基礎自治体の置かれている立場を考えると、廃止という形で軽々に結論を出すのはやっぱり問題かなと思っております。以上です。

【藤井会長】 ありがとうございます。ということで、今一通り、無理やり発言していただいたかもしれませんが、申しわけありません。今、全員ご発言いただきましたが、基本的には、仕組みとしては存続するということが大勢を占めています。ただ、今の市長さんのマニフェストは尊重すべきであるというご意見もありましたし、1代限りではそういうこともあり得るのではないかというご発言もありましたが、仕組みとして退職金を廃止するという選択肢はこの審議会ではないということによろしいですかね。ありがとうございます。

ということで、存続か廃止かということについては、存続ということで、この点については全員一致を見ましたので、確認させていただきたいと思えます。

その後は、具体的にどういうふう存続させていくかということについてになりますので、これについてはご意見をいただいて、次回のまとめのための資料として使わせていた

だきたいと思いますので、存続といった場合に、どういう可能性があるのか、その中でどういうことがこの審議会としては望ましいと思うかということについてご意見。あと30分ぐらいですので、あとは自由にご発言いただいて、次回のまとめのためのいろんなアイデアを出していただきたい、あるいはそのための確認ということでも構いませんので、お願いしたいと思います。

【村越委員】 会長、よろしいでしょうか。

【藤井会長】 それでは、村越委員、お願いいたします。

【村越委員】 存続ということ的前提として、こういうことを考えていただくといいなというのは、先ほど私の発言の中にも入れておいたんですが、断る権利みたいな、要りませんよという辞退をする権利を何らかの形でできるような仕組みを、ほかに例がないからとか、だからとかという、できない理由じゃなく、つくっていただいて、その人の判断によって、まあ寄附行為になるのかどうということかは知りませんが、半分だけでいいよとか3分の1でいいよということができるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。存続を前提です。

【藤井会長】 ありがとうございます。そういう1つの提案ということになると思います。これについては事務局のほうで、どういう仕組みがあり得るのかということをご検討いただいたほうがいいと思いますので、そういう今までの、前回の、先ほども出た資料3だと、基本的には条例を設けて、あるいは本条例の附則として退職金を支給しない旨を明記するという以外の仕組みはないということでもよろしいんですか。

【事務局（本多）】 本条例がありまして、原則、今資料4で出されたような形で条例上規定されております。これ以外に、村越委員が今言われましたように、半額でいいよとか、そういうような形をする場合には、報酬等は条例の根拠に基づいて支給するものがございますので、そうしますと、本条例の例外として、特例条例ということで、あるいは時間的に任期中だけの適用をするという形で、特例条例を制定して支給するということには、地公法上、自治法上では、報酬を支給するには条例に基づいて支給するということになっていますので、何らかの方法はというところでは、何しろ今のところは特例条例で制定して、減額するとか半額にするとかいう措置をとるしかないかと考えております。

【藤井会長】 あるいは、公務員という仕組みで、やっぱり本人の意思とあんまり関係ない仕組みになっているのかもしれないですね。逆に言うと、本人の意思でいかようにも変わるというのは、先ほども山本委員がおっしゃったように、そんだけしか働かないのかな

とか、そういうような議論が出てくるのかもしれないですけど。ですから、仕組みとして、公務員制度の中で本人の権利が尊重できる仕組みができるのかどうかというのは難しいのかもしれない。ちょっとご検討いただきたいと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがですか。梶尾委員、お願いいたします。

【梶尾委員】 マニフェストのことを考えますと、任期中のみということを非常に考えやすいんですね。それで、私はそれをとらずに、支給すべきところになりましたのは、インターネットで探ってみると、1期はいただかないけど、2期目にいただくというような市長さんがいらしたり、どうもそういう中途半端な形になるのは嫌だなという。まあ、わかりませんがね。それも、ある市の市長さんは、個人的な理由で2回目はいただくことになったというふうに書いてあったので、真偽のほどはわかりませんが、それはちょっとみともないし。ですから、いただくならいただくということできちっと定めたほうが市としてはいいんじゃないかと思いました。

【藤井会長】 ありがとうございます。それは今の市長さんの意向とはかかわらずということでもよろしいんですか。

【梶尾委員】 そうですね、私の考えとしては、小金井市の市長さんの退職金をどうするかという考えでございましたので、市長さんがかわっても、次の市長さんになっても続くということ。そうじゃないと、今の市長さん自身の考えのみの条例ということになると、ちょっとおかしいかなと思うんです。

【藤井会長】 わかりました。

【梶尾委員】 ですから、小金井市として、そういう制度をつくるならばということで、任期のみじゃなくて、中途半端じゃなくて、きちっとしたほうがすっきりすると思うんです。

【藤井会長】 わかりました。

【梶尾委員】 情勢は変わりますのでね、4年、8年たちますと。それがどういう形になるかは予測はつかないんですけども、インターネットで探ったときに、そういう例が2例ほどありましたかしらね。ということなものですから、確かに先のことはわからないので、山本委員がおっしゃるように、率を決めるにしても、最後といえますか、最後の年になって決めても遅くはないと思います。

【藤井会長】 ありがとうございます。

【本木委員】 ちょっといいですか。

【藤井会長】 本木委員、お願いいたします。

【本木委員】 今の梶尾委員のご質問に関連するんですけども、梶尾委員のイメージは、退職条例そのものを廃止されるというイメージに私はとったんですけども、先ほどの総務部長のご説明なり今までの流れは、退職条例は条例そのままにしておいて、特例条例で一定の部分について履行をかけるということだと思うんですけども、今、梶尾委員のおっしゃったのは、退職条例そのものを廃止するんだという多分イメージでお話しされたと思うんですが、それはどちらなんですか。どういう形で議論したらよろしいんでしょうか。条例そのものを廃止するというのと、特例条例をかけるというのは全然違いますから、どちらでいくのかというのがよく理解できないんです。

【藤井会長】 なるほど、それはいかがですか。それもこちらで考えるということ。

【事務局（本多）】 退職手当制度を廃止となれば、今のもととなる条例を廃止するという形になります。ですから、そこで委員の皆さんは退職手当制度は存続というところのお話が大多数だったのかなと思います。そうしますと、本条例のほうはそのままにしておくという形でございまして、またそこで率のほうは、今の額よりまた変えるとなれば、そういうところを答申されれば、それを受けて市長のほうが尊重するということになれば、もとの条例を改正するという形になります。今の市長は選挙公約がありますから、任期中の退職手当は廃止するということを言っていますので、今回、特例条例というので6月議会に提案させていただいているようなところでございます。まだ継続という形になっていまして、議決はされていないという状況であります。そういう状況でございます。

【藤井会長】 今の点は大切な点なので私からも確認させていただきたいと思いますが、今市長さんは、ご自身の退職金については要らないということを出議会に提案しているという状況ですよね。そのこと自体は、ここの審議会でも是非は検討したほうがいいんですか。それはどうぞご自由にということよろしいんでしょうか。

【事務局（本多）】 もとの条例を改正するときには、報酬審のところで議員の報酬と市長、副市長の報酬を変える場合、議会に提案する場合には小金井市特別職報酬等審議会の意見を聞くという形になっております。今回のものにつきましては、本条例をまずそのままにしておりますので、特例条例ということで、市長の任期中においては退職手当を支給しないという形になっておりますので、これについては今までも特例条例、市長が減額した条例等もありますので、それは報酬審にかけていないで、時限的なものなので、一応議会に提案して、可決されて、実施しているという状況、ところでございます。

ですから、今回の市長の選挙公約である退職手当の支給しないことにつきましては、時間的なものなので、特例条例で提案していくということなので、小金井市特別職報酬等審議会のほうには諮問していないという状況で、そういうところを市長としましては、今後、特別職の退職手当の在り方ということで、そういった特例条例を制定している各自治体もありますので、今の流れからいって、特別職の退職手当の在り方についてどうなのかということで、今回、報酬審のほうに諮問していただいたということで、それに基づいて、本条例のほうも答申をいただければ、それも本条例を改正しようというスタンスに立っているということでございます。

【藤井会長】 わかりました。ということですので、本条例の改正も選択肢としてはあるということですかね。選択肢として。

【事務局（本多）】 この本条例の改正についてということです。

【藤井会長】 そういうことについての諮問ということになります。本木委員、いかが。それでよろしいですか。

【本木委員】 はい。

【藤井会長】 ですから、梶尾委員の発言に戻ると、そういう減額という仕組みもあり得るということです。ほかにいかがですか。本木委員、お願いいたします。

【本木委員】 私は不勉強で大変申しわけないんですけども、現在の副市長さんは、前職は何なんでしょうか。市の職員の方ですか、それとも別から来られたんですか。ちょっとよくわからないんですけど。

【藤井会長】 それはいかがですか。

【事務局（本多）】 今は欠員になっています。

【藤井会長】 教育長さんは新しい人が決まっていますか。

【事務局（本多）】 教育長につきましては、新たに議会の同意を受けまして、前の教育長ですが、また7月1日から教育長に就任しております。

【藤井会長】 じゃあ、副市長さんも当然決まるわけですよ。置かないというわけでもないですよ。

【事務局（本多）】 市長は、副市長の人事案件についても、しかるべきときに議会のほうに提案したいという考えでございます。

【藤井会長】 本木委員、よろしいですか。

【本木委員】 余談になるんですけども、随分前のテレビ番組で、たしか三宅島の当

時の助役さんのやつが出たんですけれども、全島避難をさせるまでは助役さんは、「避難してくれ」「いや、私は避難しない」ということで、全員残して、職員を全部残しても、助役さんが最後までずっと島に残ったと。まだこれから人事案件だと思うんですけれども、長が欠けたときには、実際にはまさに助役さん、今の副市長さんが全権を掌握して、今回の被災地でも実際そういう事例がありますので、個人的な意見で大変申しわけないんですけれども、単純に市長さんのマニフェストがあるから副市長さんをとというのは、少し議論としては足りないのかなと私はそんな感じがしております。やっぱり副市長さんは副市長さん、その長を補佐するということと、場合によっては長が欠けた場合には、長になりかわって全権掌握して全部処理しなきゃいけないという職責を担っているわけですから、それはそれなりの待遇が必要なのかなと、個人的にはそのように思っています。

【藤井会長】 確かに特別職ということなので、市長さん以外の副市長さん、あるいは先ほどの総務部長さんからの確認にもありましたけど、教育長さんも含めた3者の退職金についてここでご審議いただくということになりますので、今のご発言のように、市長さんは市長さんの考えがあっても、副市長さんと教育長さんはまた別の選択肢を用意したほうがいいんじゃないかというご意見もありました。先ほども同じようなご意見がございましたよね。というご発言だと思います。ほかにいかがでしょうか。

今日はできるだけご意見を伺って、次回まとめるということの資料として使わせていただきたいので、できるだけご意見をいただけるとありがたい。羽田野委員、お願いいたします。

【羽田野委員】 公務員さんの給料のことでわからないんですけど、特別職も含めてですが、一般の企業ですと、能力給といったものがあると思うんです。基本給があって、ボーナス時の査定とか、それが最終的には退職するときの退職金に増減してくると思うんですが、ここでいきますと、市長さん、先ほど山本さんもおっしゃられた、最初から、今スタートしたばかりでわからない、能力がどのような仕事をされるのかわからないのに、もう決めてというのがあるんですけど、そういう公務員の方のお給料に対しては、能力給とかということって、導入というのは可能なんでしょうか、それともこれは公務員法でそれはできないとなっているんでしょうか。それがもしできるのであれば、そういう退職金とか、そちらのほうへの反映というのは可能なかどうか。それをちょっと知りたいと思ったんですが。

【事務局（本多）】 市長とは、地方公務員法上特別職という形になっていまして、

我々は一般職員ですので、地方公務員法が適用されます。特別職は地方公務員法は適用されないということでもありますので、そういったところが規定は適用されないということで、我々のほうは、能率給とか職務給の適用がありますので、特別職のほうは適用がないというところですよ。

【藤井会長】 先ほどの退職金と能力給の考え方を組み合わせたという例は、ですからないということになりますかね。

【羽田野委員】 そこを小金井市独自で、例えば今回の市長さんのとき、任期中とか、あるいは制度自体を変えるような、そういう条例等ですることは可能なんですか。それはできないんですか。ちょっと難しいことかもしれないですけど。今日でなかったら、また調べていただいてもいいと思うんですけども。

【事務局（本多）】 市長の退職手当の積算。

【羽田野委員】 積算とかそういう、最初に率を決めないで例えば成果なりに基づいてやるとか、あるいは議会で例えば率を最終的に承認して、満額出すのか、それは議会で、例えば対立された市長さんの場合、いろいろ問題が出るかもしれませんが、そういうことは可能なかどうか。

【事務局（本多）】 その辺は、できないという形はないと思いますけども、ほかの自治体もやっぱり功労的のところとか、特別職の職務の位置づけから一定の、1年について、小金井については100分の350ということで、任期4年ですので、そういった計算という形になっていまして、羽田野委員の言われたケースは、自治体のところで調べても、そういったところは存じ上げていないということでございます。その辺はちょっと研究するしかないと思います。

【藤井会長】 ちょっと調べていただくということにしましょうか。

【事務局（本多）】 そうですね、可能性があるかどうか。

【村越委員】 会長、よろしいでしょうか。

【藤井会長】 お願いします。

【村越委員】 質問させてください。第1回のときに休んじゃったので、知らないのですが、申しわけないんですが、教えていただきたいんです。資料4の、今している市長の退職手当の支給率についてなんですが、これの読み方なんですけど、八王子市の例で100分の500とした場合、100というのは月額給のことですか、それとも年ですか。

【事務局（本多）】 八王子市の例をとりますと、100分の500というのは1年当

たりということですので、それに4年を掛けますので、20月。ですから、給料月額が110万円ですので、それに4年間で20月分で2,200万という額になります。100分の500というのは1年当たりですので、その掛ける4年で、月数に直せば20月ということになります。

【村越委員】 1任期ということですね。

【事務局（本多）】 そうですね、1任期でございます。

【村越委員】 ありがとうございます。

【藤井会長】 八王子が、ここで見ると一番高くて、これは2,200万ということですよ。

【事務局（本多）】 そうですね。

【藤井会長】 2,200万ということで、この資料4を見ていただくと、小金井市というのはずっと下のほうに出てくるという感じになりますかね。1回の任期を終えて、退職金が1,351万ということです。だから、これが多いのか少ないのかというのもなかなか難しい問題で、土日もなく365日働いて4年間でとって、どうなんだろうというところが議論としてはあると思います。

【山本委員】 ちょっといいですか。

【藤井会長】 お願いします。

【山本委員】 この資料4ですと、退職手当支給額、金額が違うと思うんですけども、同じなんじゃないですか。

【藤井会長】 違うというのは、どれと比べて。

【山本委員】 資料4は資料4なんですけれども。

【藤井会長】 前回の？

【山本委員】 前回は、前回のが960……、96万5,000掛ける……、すいません、ちょっと勘違いしました。

【藤井会長】 小金井市で96万5,000円というのは月給。

【山本委員】 月給ですね。

【藤井会長】 それの……。

【山本委員】 はい、すいません。

【藤井会長】 ということです。

【本木委員】 よろしいですか。

【藤井会長】 本木委員、お願いいたします。

【本木委員】 いわゆる一般的に言う年収に直すと、これは幾らぐらいになるんでしょうか。月額でわからないんですけども。通常は年収、例えば1,000万とか1,500万という言い方をしますけれども。いわゆる年収でいくと、市長さんがお幾らで副市長さんはどのぐらいになるんでしょうか。

【事務局（関）】 年収ベースでございますけども、いわゆるボーナスを含めまして、96万5,000円のままですと、市長は1,615万4,100円という形になってございます。

【藤井会長】 副市長さんはお幾らでしょう。

【事務局（関）】 副市長は、82万5,000円というのと、条例の附則どおりで、同じく期末手当を含めると、1年分としましては1,381万500円でございます。

【藤井会長】 というような額になるということですね。

時間が6時までということになりますので、次回にまとめていくということを考えるに当たって、今さまざまご意見をいただいておりますので、事務局のほうでも整理していただく必要があると思いますが、あと時間が10分しかないので、ご意見のある方は出しておいていただいて、それでまた事務局のほうで調整していただいて、幾つか選択肢を示していただいて、決めていくという形になると思います。

先ほど本木委員のほうからは、特例としてというのと本条例の関係というふうにご質問があったんですが、もうちょっとご意見として何かございますか。

【本木委員】 私はちょっと勘違いしていたので、本条例のというふうにご考えていたんですが、特例条例で処理するということによろしいんですね。今回は、そうすると副市長さんの分については本条例も手を入れるということなんでしょうか。そこら辺がよくわからなかったです。

【事務局（本多）】 今回につきましては、特別職の退職手当の恒久的な在り方ということでございますので、本条例をいじくるということでございます。

【藤井会長】 そういう可能性もある。審議の過程でその必要はないというふうになるかもしれませんが、そこら辺はいかがですか。今の市長さんについては、マニフェストを尊重するというので済むと思うんですが、恒常的に今後の、先ほど梶尾委員のご発言にもありましたけど、これからの小金井市の特別職の退職金を考えていった場合に、梶尾委員の考え方ですと、支給率を減額するという可能性もありますし、あるいは変えないほう

がいいんじゃないかというご意見もあると思いますし、そこら辺のご意見をいただいて、基本的な制度は存続するという事は合意を得られましたが、その先、もうちょっと進んで、じゃあどういふ制度が望ましいのかということについてご意見があればお出しただいて、それを踏まえて次回の資料をつくらせていただきたいと思いますが、それについてはいかがですか。梶尾委員からは、支給率の減額という可能性もあるんじゃないかというご発言をいただいています、そういう種類のご提案があればお願いいたします。あるいは、特に変えなくてもいいんじゃないかというご意見があれば、それもご意見ですので、出していただくとありがたいと思います。馬場委員、お願いいたします。

【馬場委員】 今、支給率の減額をどうするかという観点なんですけど、そこを考えると、どこを論点としていくのかというのが大事だとは思っています。先ほど山本委員がお話ししていましたが、能力、実績を反映させていくのであれば、今の段階ではもちろん任期が始まったばかりでございますので、そこは反映するのは難しいだろうなと思いますし、そうすると、例えば過去の退職金、おそらくこれは平成5年以降は変わっていないんだと思いますけれども、それ以前の段階を見ていって、なぜ今この額になってきたのかという部分も確認していかなくちゃいけないだろうと思いますし、また改めて特別職に限らず、一般職は今までどうだったのかという部分も比較をしていく必要もあるんじゃないかと思いますし、いろんな観点から見ていくとなると、減額、支給率を変えていくという話になりますと、少し論点を絞っていくほうがいいのかなと思います。ですので、できれば、私の中では過去の数値を見させていただきたいと思いますが、あわせて一般職のところをどう変化してきたのかということも参考になればと思います。以上です。

【藤井会長】 ありがとうございます。今のは支給率の減額についての資料の整理と、それから減額の基準をどう考えるかという論点を出していただいたということですが、ほかに運用上の工夫とか、そういうところで。お願いいたします。

【村越委員】 運用上の工夫ではないと思うんですが、特別職の退職金の性格というか、あれなんです、例えば市の財政が破綻してしまったと、民間会社でいうと倒産の状態になったときに、退職金というのはどういうふうになるんですかね。払ってもらえるんですか、もらえないんでしょうか。これを教えていただきたい。

【藤井会長】 わかります？ 破産した場合の退職金。あんまり一般的じゃないかな…。

【事務局（本多）】 一般的に赤字再建団体ということになりますと、当然総務省やら

の国の指導がございます。そういったところの制約がありますので、具体的にどうなるかは、こちらにも実態を把握していませんので、どういう制約があるか、調べたいと思います。

【村越委員】 会長。

【藤井会長】 お願いいたします。

【村越委員】 実は、そのところが一番大事なんです。民間会社の場合は、いろんな方式があるんですが、破綻してしまいますと大体もらえないんです。それを前提にして、どういう金額になるかとかどういう支給方法になるかというのを考えていきますので、そのあたりは知らないじゃ済まない。おそらく、赤字再建団体というのはいろいろあるわけですから、その例等を教えていただけるとありがたいと思います。

【藤井会長】 ありがとうございます。じゃあ、それはちょっと。

【事務局（本多）】 その関係につきましても調べまして、次回、提示させていただきます。

【村越委員】 どうぞ。

【藤井会長】 村越委員のイメージとすると、それを踏まえて、この退職金のあり方を考えるということですね。そこら辺が私にはどういうふうにつながっていくか。

【村越委員】 どんなことになってももらえるんだったら、保障されたものになりますので、かなり減額されても絶対もらえるんだからということになりますね。ところが、どうなっちゃうかわからないよというときは、また違った考え方が出てくるんじゃないかと思っていました。

【藤井会長】 わかりました、ありがとうございます。

【事務局（本多）】 会長、よろしいですか。

【藤井会長】 はい。

【事務局（本多）】 それから、馬場委員からの資料につきましても、次回、提示させていただきます。よろしく申し上げます。

【藤井会長】 今、減額ということについてのご意見があったんですが、ほかはいかがですか。そもそも変える必要はないんじゃないかとか、選択肢は幾つかあると思いますが、それについてご意見があれば、最後に承りたいと思います。

【梶尾委員】 ほんとうに私、最近になってこういう現場に伺ったものですから、市のほんとうの財政状況がどうなのかというのが、イメージとしては逼迫しているんじゃないかというイメージは持つんですけども、それが人件費を削ってまでも対処しなくちゃなら

ないほど深刻になっているのか。人件費は今まで三、四年、かなりいい方向に減ってきて、経営状態はかなり改善されてはきているんですけども、また全体的な経常収支比率でしたっけ、が悪い方向に向かっているようなんですけども。ですから基本的なことが、ちょっと私が不勉強で、ようやくつかみかけたということだけなんですけども、願わくば、この場で市の財政のことの共通認識を持てるような勉強ができたらいいなかな。皆さんはもう勉強していらっしゃるのかもしれないので、公表されている数字を眺めているわけなんですけれども。それによって、退職金もそうですし、先ほどの議員さんたちの報酬もそうですけれども、ほんとうに逼迫しているならば、やはりそれなりの考え方をしなくちゃいけないし、その辺の緊迫感が私にはまだ伝わってこないなので、支給していいんじゃないか、支給してあげたいという気持ちでは今いるんですけど。だからその辺、どの程度に考えていったらいいでしょうか。ちょっと具体的に答えにくいかもしれないんですけども、人件費をどの程度……。

【藤井会長】 それは、でもデータとしては載せますよね。

【事務局（本多）】 梶尾委員からの財政状況の関係ですが、次回、資料を用意させていただきます。

【梶尾委員】 そうですね、やっぱりこの議論する場にあらかじめ資料を渡していただきたいんです。先ほどの特別委員会も、いきなり資料を渡されても判断のしようがないといえますか、ちょっと戸惑ってしまうんです。ですから、公にデータブックとか市報とか出ていますので、それなりを拾って読んではいらんですけども、あるデータを見ると、これは大変なんだということなのかなと思うし、あるデータを見れば、でも何とか回復しているのかなと思ってみたり、その辺が、私がまだ勉強不足なので、教えていただきたいと思います。

【藤井会長】 ありがとうございます。じゃあ、わかりやすい資料を次回用意していただけますか。ということと、あと、事前にくださいということですので、よろしく願います。

【事務局（本多）】 できるだけ資料につきましては事前を送付させていただきます。

【藤井会長】 6時になってしまいましたので、ご発言があれば、それを最後にして、締めたいと思いますが、いかがでしょうか。

じゃあ、もしなければ、本日の議論はこれで終了とさせていただきたいと思います。

なお、事務局から事前に配付されていると思いますが、前回の審議にかかわる議事録の

構成につきましては、全文公開となっておりますので、原則このままになりますが、万が一個人情報等の観点から公開するにふさわしくない事項等がございましたら、本会議終了後、事務局へご連絡していただきたいと思います。最終確認につきましては、会長一任ということでお願いいたします。

そのほか、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務局（関）】 次回の日程でございますが、今日この場で決めさせていただければと思います。

次回なんですけれども、10月28日金曜日、時間につきましては、今回と同時刻の午後4時からということでお願いしたいんですけれども、皆さん、いかがでしょうか。

【藤井会長】 28日金曜日は、大丈夫そうですね。じゃあ、28日の金曜日で。

【事務局（関）】 よろしいですか。10月28日金曜日の、時間は4時からという形で、また改めて連絡等差し上げたいと思います。10月28日金曜日、4時からという形でよろしくお願ひしたいと思います。

【藤井会長】 もしこれでなければ、終わりにしたいと思います。長時間、お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —